

様式第11の7（第22条の2、第28条の4、第29条の3、第29条の6、第30条の2
及び第47条関係）（平19経産令26・追加、平24経産令65・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

意 見 書

特許庁長官 殿
（特許庁審査官 殿）

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 (署名：_____)

あ て 名

4 補完命令の日付

5 意見の内容

6 添付書類の目録

[備考]

1 第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第28条の4第2項の規定による意見）」とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の6第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とする。

2 第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「通知の日付」とし、第29条の2第2項又は第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。

3 日付は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、日についての数字、月につい

ての数字及び年についての数字をこの順序に従って、日及び月について2桁のアラビア数字で表示し、年について4桁のアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す(例えば2003年6月28日は「28.06.2003」)。他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。

- 4 その他は、様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。